

東村山市地域福祉計画策定委員会
第5回(H24.2.23) 資料1

地域福祉計画策定にあたってのパブリックコメント回答(案)

実施期間:平成24年1月10日～24日 意見:9名(22項目)

内容	回答案	備考
1	<p>様々な取り組みについて、相談しやすい、相談して活用できるようお願いします。地域福祉のサービスを実際に利用したいと思っても、どうしたらいいのだろう?と思うことがたくさんあります。市役所でいいのか?そこから迷ってしまいます。どこに行っても、相談しやすい環境を作ってもらいたいと思います。</p>	地域福祉計画
2	<p>みんなでつながるとい点では、子供のころから障害者や高齢者と触れ合う環境をもっと多くすると、自然に溶け込めると思います。交流会や施設訪問などを保育園の時から積極的に行ってみたらいかでしょうか。</p>	地域福祉計画
3	<p>地域福祉がますます重視されるようになり、福祉課題の解決に向けて、行政だけに域における協働を推進しなければならないということは基本理念に書かれているとおりですが、協働を本気で進めるためには、「それを業務とする職員」が配置されている必要があります。東村山市においても、中期的な展望としてコミュニティソーシャルワーカーの配置とコミュニティソーシャルワーカーの機能を核とした地域ケアシステムの構築を急ぐべきと考えます。</p>	地域福祉計画
4	<p>複雑で多様な問題を抱える家族を支援する場合は、専門分化している福祉制度の担当者や専門職が一同に会して(支援に関わる住民も参加してもらったほうが良い場合もあるかもしれませんが)必要な情報を共有し、支援策を協議したうえで、それぞれの役割に応じた支援を提供する必要があります。</p> <p>このような考え方も、素案の重点施策等にちりばめられていますが、具体的な方法として、支援担当者のチーム会議のようなものをシステム化することを提案します。</p>	地域福祉計画

	内容	回答案	備考
5	基本理念で最も大事なこと(ことば)が抜けています。それは「全ての基本は家族」だということです。「夫婦」「親子」「兄弟姉妹」その「家族愛」が何よりも肝要であり、強調されるべきであります。そして、これは、行政の福祉部門が主導するというよりも広義の「教育」(家庭、学校、社会、三位一体の教育)の範疇でありましょう。文言として「家族愛」(夫婦、親子、兄弟姉妹)を、理念にきちんと明示すべきだと思います。	地域福祉を進める上で、最小の地域単位である家族の考え方はとても重要なものと認識しています。現在は家族構成も核家族化や少子化により小さくなってきているなどの課題も出てきています。これらの課題等も認識しながら地域福祉の推進を進めていきたいと考えます。	地域福祉計画
6	第2編第2章の「生活圏域としての福祉エリア区分の考え方」にある、「現在は部門別計画によってエリア区分が異なっており、「レインボープラン」では7エリア(当面は4エリア)、「高齢者保健福祉計画」では5エリアとなっています。エリアについては地域福祉の推進を円滑に行うための考え方の一つであり、今後その実情や特性に応じ柔軟に展開していきます」という記述です。 なぜ「5エリアに統一する」と明記しないのでしょうか？	地域福祉を身近な地域で推進していくことは大切であり、そのための考え方の一つとして地域のエリア分けがあります。エリアについては、基本的には5エリアの考え方に沿っていくものとして考えていますが、当面は対象者の行動範囲(高齢者や子供)や施策(相談機関、集会施設)によって、地域の実情などをとらえた展開も必要ではないかと考えています。	地域福祉計画
7	「ノーマライゼーション」というカタカナを容易に表記するのは不適切です。用語解説を後記するよりも、日本語で簡潔に記述すべきだと思います。	文章表現について見直させていただきました。	地域福祉計画
8	成年後見制度の周知に関する具体的な事業を早急に実施して欲しいです。	成年後見制度に対する支援や周知については、成年後見推進機関を設置し推進しているところです。今後は、成年後見の担い手として市民の役割が強まることも考えられるため、制度の一層の周知を進めるとともに、後見人に対する支援についても検討していきます。	地域福祉計画
9	「健康ひがしむらやま21」は分かりやすくよいですが、常に市民が関心を持てるように、学習会を定期的に繰り返し行ってみたいかかでしょうか？	定期的な学習会として、健康講座・相談等を定期に実施していますが、24年度以降はさらに、毎月、骨密度測定・血管年齢測定、体成分分析などの健康測定会を実施していきます。また、健康課では全町に組織している保健推進活動とともに、健康づくりの活動を行っていますので、これらの機会も、併せて活用いただきたいと思います。	地域保健計画

	内容	回答案	備考
10	<p>高齢になると住宅の問題は死活問題です。今後、一人暮らしの高齢者が増えますので、大きな問題となります。ぜひ、住居支援事業や特養に対する取り組みはぜひ重点的にお願いします。</p>	<p>市内においては、一人暮らし高齢者等が入居する専用の住宅として、本町と多摩湖町の都営住宅内にシルバーピアが設置されております。また、国では昨年10月より、高齢者が住み慣れた地域で長く在宅生活を続けていただけるよう、居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、医療及び介護と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を開始致しました。今後、当市内においても一定の整備が進むことが予想されます。こうした住宅の新設が市民の皆様への適切な住宅支援につながるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って居宅サービス及び施設サービスの充実に努めてまいります。</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>
11	<p>高齢者はだんだんと衰えるため、気がつくとも閉じこもっていたということがあります。そのような人をいかに把握し、サポートしていくのか？さらに検討をすすめていただきたいです。</p>	<p>当市では、地域の民生委員の皆様を老人相談員として一人暮らし高齢者等のお宅を訪問し、緊急連絡先名簿を作成しながら、きめ細やかな見守り活動を行う「老人相談員事業」を継続して実施致しております。また、市が委託を行っている市内5か所の地域包括支援センターにおいても、今後は地域の高齢者の見守り専任職員を配置し、閉じこもりがちな方の把握等に努めてまいります。こうした事業を推進していくことで、これまで以上に地域の皆様とのつながりを深めながら活動の充実に努めていきたいと考えています。</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>
12	<p>コミュニケーション支援事業では言語療法士の相談事業を設けたらどうでしょうか？病気が多様化する中で、家族間でさえ、コミュニケーションがとりずらく、苦勞することも増えると思います。様々なコミュニケーション手段を提供していく必要が出てくると思います。</p>	<p>コミュニケーション支援については、今後も重要な施策として捉えております。「P57 障害の特性に配慮した情報提供の充実」「P58 コミュニケーション支援の充実」に基づき施策を推進していくとともに、その方の病状や障害特性により、医療機関との連携、高齢・障害者施設の活用、相談支援事業所の活用等が考えられ、それらの充実にについても総合的に検討してまいります。</p>	<p>障害者福祉計画・障害福祉計画</p>
13	<p>2、コミュニケーション支援の充実にについて コミュニケーション支援が必要なのは視覚障害者だけではなく、知的障害者もレベルの差はありますが支援があれば、社会参加地域参加が広がります。ユニバーサルデザインにもつながることですが、公共施設・交通機関などマークシンボルなどの視覚的支援の推進をお願いします。</p>	<p>「P61 バリアフリーの促進」に基づき高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って公共施設の整備に努め、障害のある人に配慮した設備の設置を検討していきます。</p>	<p>障害者福祉計画・障害福祉計画</p>

	内容	回答案	備考
14	全体的に精神障害やこころに対する計画が少ない気がします。精神的な問題が社会問題化されているので、もっと組み込んで良いと思います。	障害者福祉計画は、障害の種別にかかわらず地域福祉を推進していくための計画となります。その中で、精神障害に関する計画としては「P.56 包括的な相談体制の充実、福祉サービスの利用支援」などがあり、詳細な福祉サービスについては「障害福祉サービスの目標と取り組み」において記載されております。また、健康ひがしむらやま21においては、「休養・こころの健康」についての施策がまとめられています。	障害者福祉計画・障害福祉計画
15	1、特別支援教育の推進について 市の教育委員会管轄の特別支援級の充実は大変素晴らしいことですが、市外特別支援学校に通う子供も東村山に住む障害児です。特別支援学校に通う障害児に対する言及がまったく無いことがとても残念です。復籍交流は、障害理解や地域参加にもつながると思います。現在のシステムは参加障害児の保護者負担が大きいため、軽減されるシステムを検討した上で、普及拡充をお願いします。	特別支援教育の推進については、教育部の「東村山市特別支援教育推進計画」に沿って地域福祉の分野でも連携をとり、進めていきます。	障害者福祉計画・障害福祉計画
16	ノーマライゼーションを謳うのであれば行政が先頭に立って、障害理解につながるイベントや障害者雇用をしていただきたいと心から願っています。	「P53地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進」を通して、今後もより一層の障害のある人の理解促進を進めます。障害者雇用については、就労支援室の活用や、福祉施設における就労に向けたサービスを提供し、推進に努めます。	障害者福祉計画・障害福祉計画
17	制度の見直しが今後行われることについて記載されていますが、見直しの際には社会情勢のみでなく当事者状況を十分鑑みて(当事者参加のもとでの意)行われることを読み取れる一文がほしいものです。情報のバリアフリー化には明記されていますが、これで有効とされるのか心配です。	障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言がなされたところですが、その具体的な議論がなされた「障がい者制度改革推進会議」には24人の委員中、障害当事者・家族を14人とするなど当事者の意見を尊重して政策検討がなされました。また、市でも障害者福祉計画推進部会では障害当事者を委員としており、制度実施にあたりご意見を頂くほか、障害当事者への周知をするようにしております。	障害者福祉計画・障害福祉計画
18	情報保障に関しては必要なサービス内容が様々です。知的障害者では内容をわかりやすくして伝える必要があります。視覚障害者では、音声化や点訳が、聴覚障害者ともなれば手話、筆談(明確な文章)要約筆記とあります。いつ、どこでも必要なのが情報保障だと考えると、情報のバリアフリー化の項では範囲が狭い気がします。しかし、「特性に合わせた」は良かったと思いました。	障害特性に応じた情報提供は大事だと考えております。その上で今後も障害特性に合わせた適切な情報提供が行えるよう、研究、促進していきます。	障害者福祉計画・障害福祉計画

	内容	回答案	備考
19	今回の計画で一番よかったのは、「心のバリアフリー化」を押していることだと思います。相互の理解と平等(社会と障害者間の)がなければこれからの福祉は成り立ちません。一方で、懸念されるのは、障害者の自立を妨げるような「かわいそう」「やってあげる」といった理解です。	心のバリアフリー化の促進のため、障害理解の促進などの啓発活動を、障害のある人だけでなく、家族や支援者も含めた地域住民に対して、関係機関との連携のもとより一層進めていきたいと考えております。	障害者福祉計画・障害福祉計画
20	バリアフリーの推進 公共・施設(3)14ページ スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実・体育施設の利用拡大の促進とスポーツ指導に関する障害のある人への理解促進を図ります。 文言としては、賛成ですが、市の職員全体、そして、管理を委託した業者が、率先して向き合うという趣旨の言葉を、どこかに入れてください。また、公共施設のバリアフリー化の中に、「重度の電動車いすの人でも入りやすい障害者用トイレの設置とプールには、プール用車いすを沢山設置する」旨、入れて欲しいと思います。	「P53広報・啓発活動の充実」の展開方向に 障害理解の促進などの啓発活動を、行政機関等や家族、関係者を含めた地域住民に対して、障害者関係機関や団体者等との連携のもと取り組んでいきます。公共施設のバリアフリー化については、市全体の予算も踏まえた計画事業となることから、総合的に推進してまいります。また障害のある人の理解促進に関しましては、市の職員並びに指定管理された業者等まで、横断的に意識推進し、より一層意識付けを強めていきたいと考えております。	障害者福祉計画・障害福祉計画
21	要約筆記制度のPRについて(P58の情報バリアフリー化の推進の中で、の2番目) 市民の中には聞こえにくい人がたくさんいらっしゃる。しかし、自分から聞こえないとは言いにくい。市の講演会などに、「要約筆記の必要な方は連絡してください」と書いてあっても、その意味が分からない人が多い。ある程度年配の方が集まるだろうという会には、「要約筆記の必要な方は連絡してください」を書かず、申し出の有無に関わらず要約筆記を付けて欲しい。そのことで要約筆記のPRにつながる。また、市内の難聴者の方へのはたらきかけ(要約筆記制度の利用など)を市の窓口で行って欲しい。 - 聞こえにくい人が窓口に来た時など。	要約筆記者の派遣については、市の限られた財源を有効に活用するという観点から、全ての会に派遣することは困難ですが、障害当事者を中心とする会や市民全員を対象とする大きな講演会等については対応したいと考えております。また、市役所窓口等では要約筆記制度の案内・周知を進めていきたいと考えております。	障害者福祉計画・障害福祉計画

	内容	回答案	備考
22	<p>コミュニケーション支援事業について 当市は手話通訳や要約筆記を利用した際、利用料の1割負担がある。東京都内23区27市のうち利用料負担があるのは当東村山市だけである。福祉が遅れている市と批判されてもおかしくない。この計画には利用料の負担の記載はないようだが、これは大変重要なこと。福祉サービスが利用料負担のため受けられないことになりかねないからだ。コミュニケーション支援の場合、聞こえない人と聞こえる人の話をサポートする時、手話通訳や要約筆記を聞こえない人も聞こえる人も双方が利用しているのに聞こえない人だけが利用料を負担している。だから他の区市では利用者負担をゼロ円にしているのだろう。 当市の福祉が後退しないよう改善を期待する。</p>	<p>持続可能な制度となるように利用者の方に応分の負担をしていただき、皆で支え合う制度という障害者自立支援法の基本理念に基づき利用料を負担していただいております。もちろん当市においても必要な福祉サービスを受けるためにも、低所得者への配慮は重要であると理解しており、法改正において障害福祉サービスの市町村民税非課税世帯の利用者負担が無料になったことに併せて、市の裁量事業であるコミュニケーション支援事業は非課税世帯の利用者負担を無料としております。ただし応分の原則から、課税世帯には1割負担を頂いており、市が主催する説明会、会議等は規定により利用者負担の免除をしております。今後の法律改正を見据えるとともに、他の障害福祉サービスとの公平性の観点から検討してまいります。</p>	<p>障害者福祉計画・障害福祉計画</p>